

令和 9 年度

国 の 施 策 及 び 予 算 に
関 する 重 点 事 項 の 提 案

令和 8 年 7 月

名 古 屋 市

名古屋市政の推進につきましては、日ごろから格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市はこれまで名古屋大都市圏における経済・政治・文化の中核都市として発展を遂げてきましたが、人口減少という大きな転換期を迎えようとしています。また、昨今の中東情勢の影響による物価高騰等が市民生活へ及ぼす影響も懸念されています。

こうした状況にあっても、本市が持続可能な成長を実現し、圏域ひいては国の発展をけん引していくためには、令和8年度に開催する第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会や令和9年度に開催する第60回アジア開発銀行年次総会、リニア中央新幹線の開業を千載一遇の機会と捉え、ハード・ソフト両面における必要な投資を加速し、都市基盤や交流ネットワークの強化、魅力資源のさらなる磨き上げやイノベーションの創出促進を図ることにより、国際的な都市間競争力を一層高めていくことが重要です。

また、南海トラフ地震などの大規模災害に対応するための地域強靱化やインフラ等の老朽化対策、子どもたちの育ちや学びの支援、ものづくり産業が集積する当圏域の脱炭素化の推進も喫緊の課題となっています。

こうした多様化・複雑化する課題に対応するとともに、大都市が圏域の核として圏域全体を活性化させるためには、市域内において地方が行うべき事務を大都市が一元的に担うことで、自らの責任と権限、財源に基づき効率的かつ機動的な行政運営を可能とする「特別市」制度を早期に創設することが必要です。

本書では、真の地方分権改革の実現を図るとともに、国の施策として行っていただきたい事項や国の協力を必要とする事項について、ご提案いたします。

令和9年度の国の施策及び予算編成において、ここに取りまとめた提案事項が実現することで、本市は、国の掲げる成長戦略や地方創生の実現、東京一極集中の是正などに寄与し、日本をけん引するエンジンとなり得るものと考えておりますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月

名古屋市長 広 沢 一 郎

提 案 項 目 一 覧

1	特別市の創設	1
2	財政力に応じた国庫支出金の割り落とし等の廃止	2
3	ふるさと納税制度の見直し	3
4	リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化	5
5	地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策	7
6	上下水道施設の老朽化対策に併せた機能向上改築	13
7	子どもの健やかな育ちの支援	15
8	子ども中心の学びの推進	18
9	中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現	20
10	名古屋城・名城公園の整備	21
11	堀川の総合的な整備	23
12	木曽川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現	24
13	名古屋圏道路ネットワークの整備等	25
14	名古屋港の整備	27
15	脱炭素社会の実現	29
16	スタートアップの成長・定着につながる税制・基盤の整備	31

1 特別市の創設

提 案

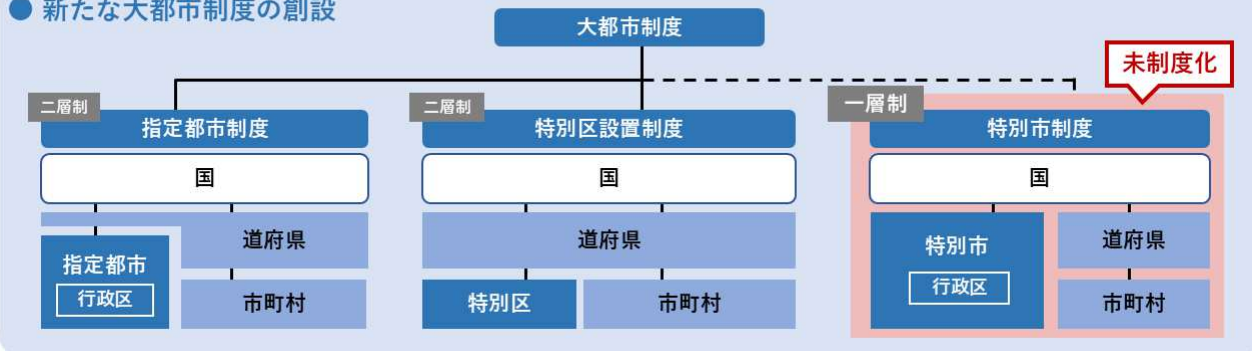
【内閣府・総務省】

多極分散型社会の実現のため、指定都市が自らの責任と権限、財源に基づく効率的かつ機動的な都市運営を実現できるよう、特別市について、指定都市の意見を踏まえた積極的な検討を行い、法制化を早期に実現すること。

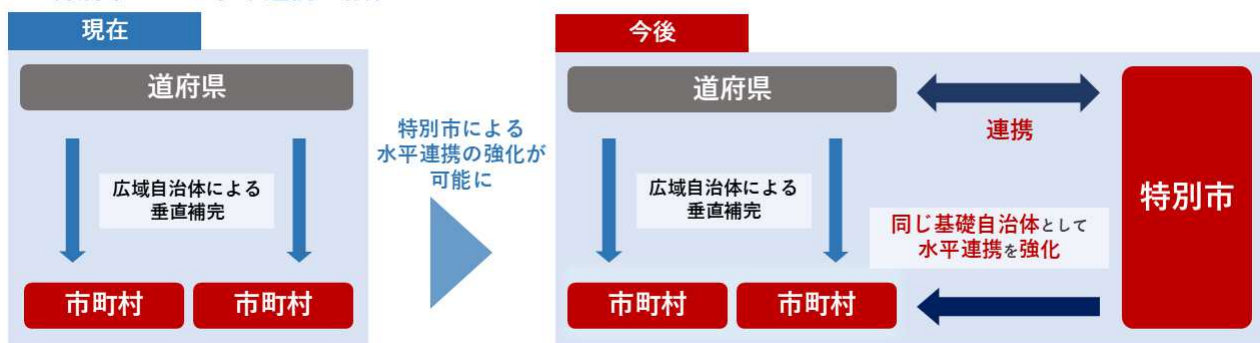
<現状・課題>

- 東京一極集中が進む中、各地域に自立した強い大都市圏を形成し、多極分散型社会を実現するためには、圏域の核となる指定都市に広域自治体である道府県の権限と財源を移譲することで、二重行政を解消するとともに、政策選択の自由度を高め、効率的・機動的な都市運営を可能にする必要がある。
- 人口減少や少子高齢化が加速する中、多くの市町村で行政サービスの担い手の確保が課題となっており、今後、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供することが困難になると考えられる。このため、大都市は、同じ基礎自治体として周辺市町村との連携の核となり、圏域の持続的な成長を牽引する役割を果たすことが求められる。

● 新たな大都市制度の創設



● 特別市による水平連携の強化



2 財政力に応じた国庫支出金の割り落とし等の廃止

提 案

【総務省・その他関係省庁】

- 1 財政力指数に基づく国庫支出金の割り落としなど、不合理な取扱いを行わないこと。
- 2 国の制度改正による歳入の減や地方負担の増に対しては、全額国費による財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 本市においては、ふるさと納税の拡大や法人住民税の一部国税化に伴う減収が深刻な状況にある中、子ども・子育て政策の強化、防災・減災対策、地域社会のデジタル化や脱炭素社会の実現に向けた取組みのほか、国際情勢の変化に伴う影響等への対応などさまざまな財政需要を抱えており、厳しい財政運営を強いられている。
- 本市は令和7年度に普通交付税不交付団体となったが、不交付団体に対しては、特別交付税の算定における財源超過額の控除により特別の財政需要に必要な財源が措置されないほか、各省庁が所管する国庫支出金等について財政力指数に基づく交付額の割り落としが行われており、物価高騰に対応するための臨時交付金においてさえ同様の不合理な取扱いがなされている。
- 地方交付税制度によって地方自治体間の財源の不均衡を調整しているにもかかわらず、財政力指数に基づき国庫支出金等を割り落とすことは、地方交付税による財源調整に加えた「二重の調整」である。
- 国の制度改正による歳入減や地方負担増を交付税措置で対応することは、不交付団体にとって国からの財政負担の転嫁でしかないと、国の責任において全額国費による財政措置が必要である。
- 学校給食費の抜本的な負担軽減については、交付金による財政措置を講じられたが、食材費と国の基準額で差額が生じており不十分である。

国庫支出金の割り落とし等による主な減収見込額・本市負担額

国庫支出金等	交付団体ベース A (千円)	不交付団体ベース B (千円)	減収見込額 B-A (千円)	不交付団体への影響
社会資本整備総合交付金	2,942,090	2,674,628	△ 267,462	補助率 5.5/10 → 1/2
地方揮発油譲与税	1,692,000	1,174,000	△ 518,000	前年度の普通交付税の財源超過額の2/10か、譲与額(国県道分)の2/3のいずれか少ない額を控除
国有提供施設等所在市町村助成交付金	10,060	3,000	△ 7,060	当該年度普通交付税の財源超過額の5億円超の額の1/10か、交付算定額の7/10のいずれか少ない額を控除
区分	事業費(歳出) C (千円)	財源(県支出金) D (千円)	本市負担額 D-C (千円)	国制度との差
学校給食費の抜本的な負担軽減(小学校分)	6,581,318	6,046,440	△ 534,878	本市の小学校給食の食材費 5,660円(月額) 給食費負担軽減交付金の基準額 5,200円(月額)

※令和8年度当初予算をベースに試算・作成(国の補正等に伴う令和7年度2月補正分を含む)

担当：財政局 財政課

3 ふるさと納税制度の見直し

提 案

【総務省・財務省】

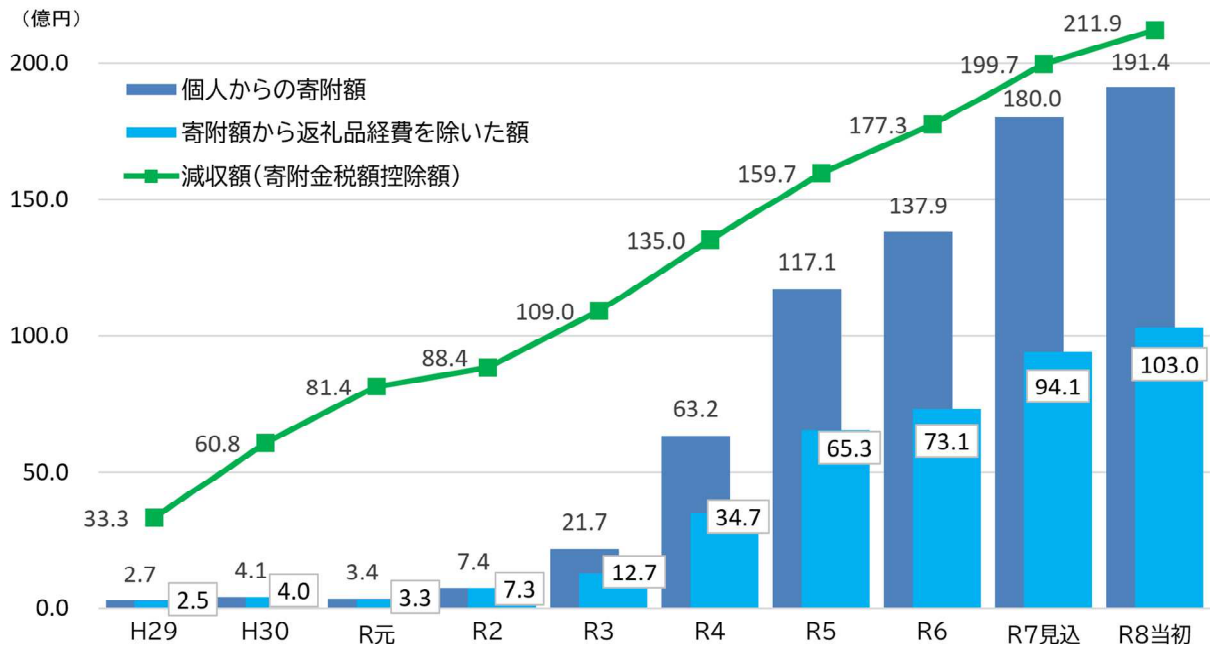
- 1 特例控除額に係る定額上限の引下げなどのさらなる見直しを行うこと。
- 2 ふるさと納税ワンストップ特例制度について、既にマイナポータルと連携した確定申告が可能となっている状況等を踏まえ、直ちに廃止すること。
- 3 ふるさと納税ワンストップ特例制度廃止までの間、個人住民税から控除される所得税控除相当額は、地方特例交付金により全額を補填すること。
- 4 地方自治体がポータルサイト運営事業者に支払う手数料について、縮減に向けた取り組みを継続的に実施すること。
- 5 指定基準等を改正する場合には、地方自治体の意見や実情を十分に配慮するとともに、改正の影響を見極めつつ、慎重に実施すること。

<現状・課題>

- ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体に対して、税制を通じて貢献するという趣旨のもと創設された制度であるが、返礼品を目的とした寄附の増加により、特に都市部において税収減が深刻な課題となっている。本市の寄附金税額控除額は令和8年度予算で211億円余と、本市が普通交付税の不交付団体であることもあり、財政運営に与える影響は看過できる状況にない。
- 本市では、制度の趣旨を踏まえ基準適合性を厳正に審査した上で、返礼品等を拡充させ、寄附金の獲得に努めている。また、参画する事業者においては、本市のまちづくりを通じて経済活性化にも大きく貢献しており、ふるさと納税の理念に合致した形で地域の活力に繋がっている。
- 特例控除額について、令和8年度税制改正において定額の上限が設けられたことは、一定評価されるものの、この上限では、税収への影響額は限定的であり、依然として高所得者ほど大きな節税効果が生じることとなる。
- ふるさと納税ワンストップ特例制度は、所得税控除相当額を個人住民税から控除するという仕組みにより、本来国が負担すべき税収減を地方自治体に転嫁する不合理な制度となっている。また、申告手続の簡素化までの特例的な仕組みとして導入されたにもかかわらず、令和3年分の確定申告からマイナポータルを活用した新しい申告方法が開始された後も廃止がされていない。
- 国のふるさと納税に関する調査において、令和6年度に地方自治体がポータルサイト運営事業者に支払った手数料は寄附金額の約11.5%を占め、寄附のうち相当額が住民サービスの充実等に活用されていないことが明らかとなった。

○国は令和8年5月に、ポータルサイト運営事業者団体に対して手数料の引下げを要請したことから、各運営事業者が手数料を課題として認識する状況となったが、地方自治体の費用負担の軽減に向け、引き続き国が率先して取り組む必要がある。

ふるさと納税による影響



所得階層別ふるさと納税実施状況(令和7年度課税分)

合計所得金額	寄附者数(構成比)	控除額計	一人あたり控除額
200万円以下	15,340人(5.6%)	2億円	10,487円
200万円超700万円以下	179,137人(65.1%)	69億円	38,793円
700万円超1,000万円以下	37,533人(13.6%)	32億円	84,087円
1,000万円超	43,239人(15.7%)	97億円	224,322円
合 計	275,249人(100%)	200億円	72,536円

特例控除額の上限額別モデル(令和7年度課税分)

特例控除額の上限額	影響を受ける者の割合	税収への影響額	給与収入額※
5万円	33%	84億円	775万円
10万円	11%	52億円	1,100万円
15万円	6%	38億円	1,400万円
〔令和8年度 税制改正〕 154万4千円	0.1%	5億円	1億円

※夫婦(配偶者は控除対象配偶者)と子2人(子は高校生及び大学生)の場合で、自己負担額2千円を除いた全額が控除される場合の目安

ワンストップ特例制度による影響額

(単位:億円)

寄附金 税額控除額	基本控除額	特例控除額	申告特例 控除額 〔ワンストップ 特例制度〕
200	27	161	12

※令和7年度課税分を基に作成

4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(1) 名古屋駅のスーパーターミナル化と名古屋鉄道名古屋駅地区再開発等の推進

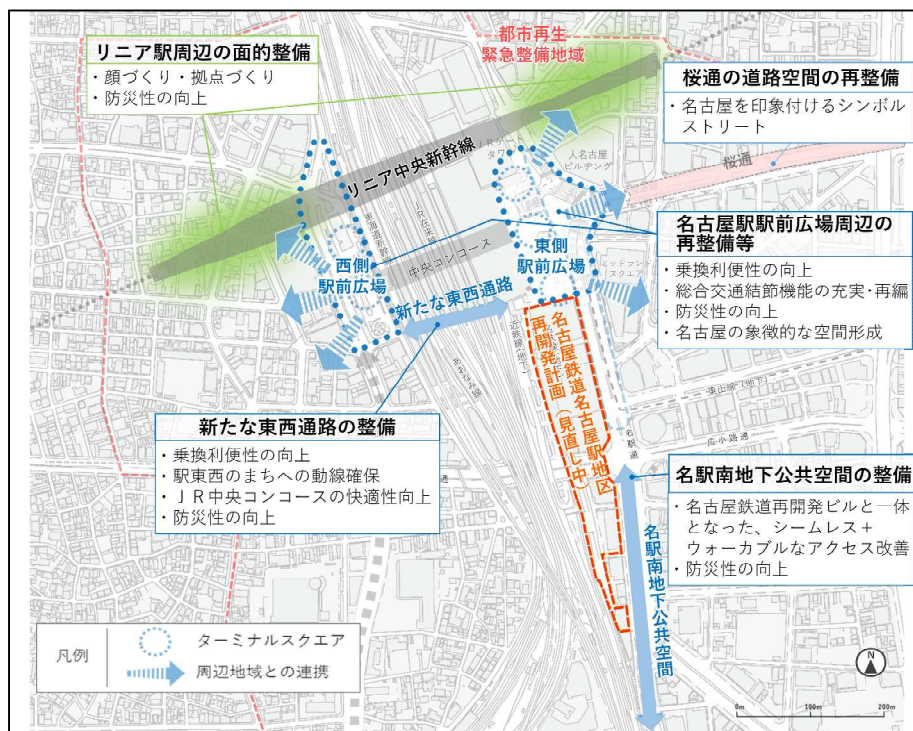
提 案

【国土交通省】

名古屋駅のスーパーターミナル化に向けた取組みについて、国家的プロジェクトとして強力に推進するとともに、名古屋鉄道名古屋駅地区再開発を含む駅全体のまちづくりの推進について、重点的な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- リニア中央新幹線の開業による「日本中央回廊」の形成がもたらす効果を最大限に発揮させるためには、名古屋駅の乗換利便性の向上や都市機能強化が必要である。
- 本市では、名古屋駅東側・西側駅前広場や東西通路などの整備、名駅南地下公共空間整備などの歩行者アクセスの改善を進めている。また、名古屋鉄道名古屋駅地区再開発計画などの民間プロジェクトとの連携や支援など、都市機能の強化や防災性の高い空間の確保などにも鋭意取り組んでいる。
- 近年、リニア中央新幹線の開業時期の変更や名古屋鉄道名古屋駅地区再開発計画の見直しが行われるなど、名古屋駅周辺のまちづくりを取り巻く環境が変化している。
- 今後、官民連携により総力を挙げてまちづくりを推進することが必要であることから、本市が中心となって、官民合同の会議「名駅グランドデザイン懇談会」を設置し、産業、観光など幅広い視点から、名古屋鉄道名古屋駅地区再開発計画を含めた名古屋駅周辺のまちづくりの方向性について議論を進めている。



担当：住宅都市局 リニア関連・名駅周辺開発推進課/名駅ターミナル整備課

4 リニア中央新幹線開業に向けた都市機能の強化

(2)リニア中央新幹線名古屋駅と高速道路とのアクセス性向上に対する支援

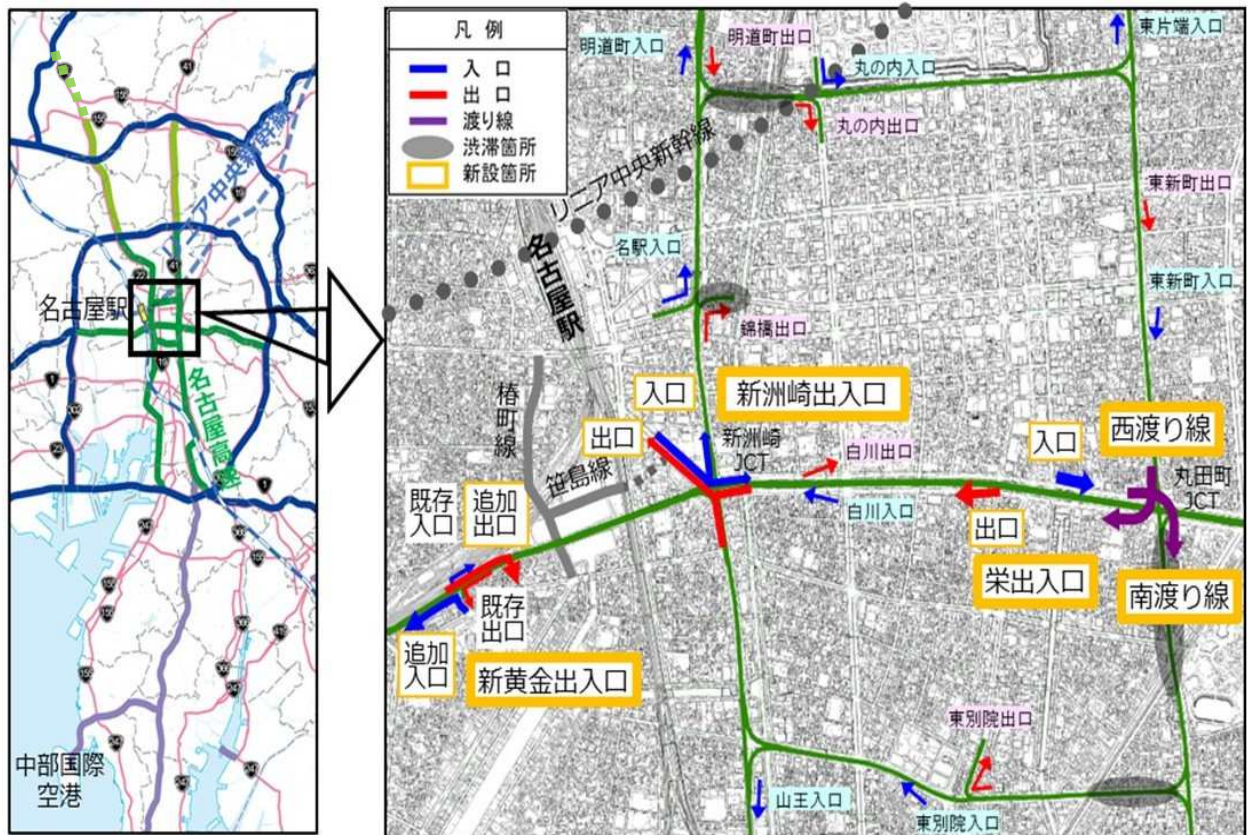
提 案

【国土交通省】

名古屋高速道路の出入口及び渡り線の整備について、無利子貸付金など有料道路事業としての必要な財政支援を講ずること。

<現状・課題>

- 名古屋高速道路の名古屋駅周辺の出口は、栄・伏見地区を向いた配置であり、名古屋駅へ向かうにはUターンや迂回を伴う利用となっている。また、都心環状線の合流部では朝夕を中心に渋滞が発生しており、今後も再開発の進展によりさらなる交通量の増大が見込まれている。
- リニア中央新幹線の速達性の効果を広域的に波及させるためには、名古屋高速道路の新黄金出入口、新洲崎出入口、栄出入口及び丸田町JCT西渡り線・南渡り線を早期に整備することで、名古屋駅と高速道路とのアクセス性を向上させることが必要不可欠である。



担当：住宅都市局 街路計画課

5 地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策

(1) 震災に強いまちづくり

提 案

【内閣官房・内閣府・国土交通省】

- 1 緊急輸送道路の整備を推進するため、水分橋の改築について令和9年度のⅠ工区完了、枇杷島地区特定構造物改築事業でもある枇杷島橋の改築について令和12年度完了に必要な財政措置を講ずること。
- 2 第1次緊急輸送道路の無電柱化を推進するため、名古屋環状線や伏見町線などの電線類の地中化に必要な財政措置を講ずること。
- 3 広域避難場所への避難経路を確保するため、枇杷島野田町線や高田町線などの整備に必要な財政措置を講ずること。
- 4 災害時の避難場所や復旧・復興の拠点となる松蔭公園や昭和橋公園などの整備に必要な財政措置を講ずること。
- 5 災害時に河川管理施設の治水機能を確保するため、ポンプ施設やため池の耐震補強に必要な財政措置を講ずること。
- 6 名古屋港における海岸保全施設(防潮壁等)の防災対策に必要な財政措置を講ずること。
- 7 上下水道施設の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。
- 8 民間建築物・市営住宅の耐震対策に必要な財政措置を講ずること。

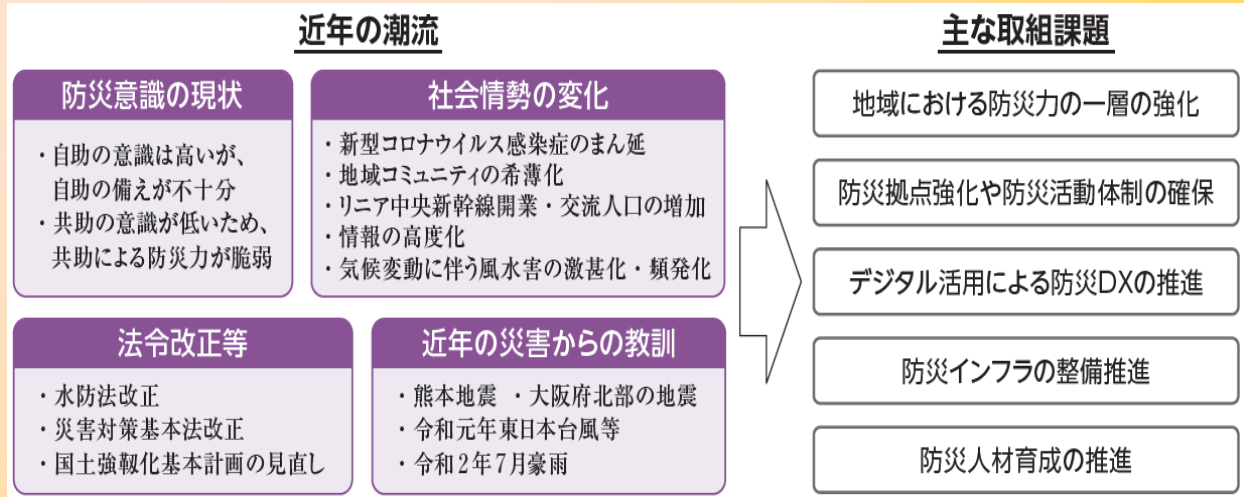
<現状・課題>

- 国においては、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、切迫する大規模自然災害から国民の生命・財産・暮らしを守るため、ハード・ソフト両面からのさらなる取組みが求められる。
- 本市においては、国土強靱化基本法に基づく「名古屋市地域強靱化計画」のアクションプランとして、令和6年度からの5か年を計画期間とする「名古屋市災害対策実施計画」を策定し、防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところである。
- 南海トラフ地震の発生可能性が年々高まりつつある中、救助や避難の円滑化、ライフラインの確保などのため、道路、河川、公園等の都市インフラの防災機能を強化していく必要があるとともに、令和6年能登半島地震において上下水道施設が被災し、市民生活等への影響が広範囲かつ長時間に及んだことを踏まえ、上下水道一体となった耐震対策が求められており、人件費や資材価格高騰などの近年の社会情勢を反映した確実な財源の確保が課題となっている。

名古屋市災害対策実施計画（令和6年3月策定）

■計画の目的（計画年度 令和6年度～令和10年度）

市民の防災意識の現状、社会情勢の変化、関係法令の改正など近年の潮流・課題を捉えながら、「**防災の日常化による災害に強いまちづくり**」を念頭に、本市の災害対策をハード・ソフト両面から総合的かつ計画的に推進するため、新たな災害対策実施計画を策定



■計画目標（関連部分）

主 な 指 標	現 状 (令和5年度末)	目 標 (令和10年度末)
耐震改築完了橋りょう数	事業中3橋	3橋
緊急輸送道路における電線類の地中化着手延長(累計)	95.9 km	107.4 km
緊急輸送道路等の事業実施延長	11.2 km	13.5 km(累計)
避難地として計画された公園(186公園)の整備済み箇所数(累計)	事業実施10公園 完了163公園	事業実施12公園 (令和6～10年度) 完了165公園
「名古屋市上下水道経営プラン2028」における配水管の耐震化延長	510km (令和元～5年度)	510km (令和6～10年度)
「名古屋市上下水道経営プラン2028」における下水管の耐震化延長	225km (令和元～5年度)	225km (令和6～10年度)
「名古屋市建築物耐震改修促進計画2030」における住宅の耐震化率	92% (令和2年度末)	97% (令和12年度末)

担当：防災危機管理局 防災企画課

住宅都市局 住宅整備課/耐震化支援課/名港開発振興課

緑政土木局 道路建設課/橋梁施設課/河川工務課/緑地事業課

上下水道局 下水道計画課/水道計画課

5 地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策

(2)大雨に強いまちづくり

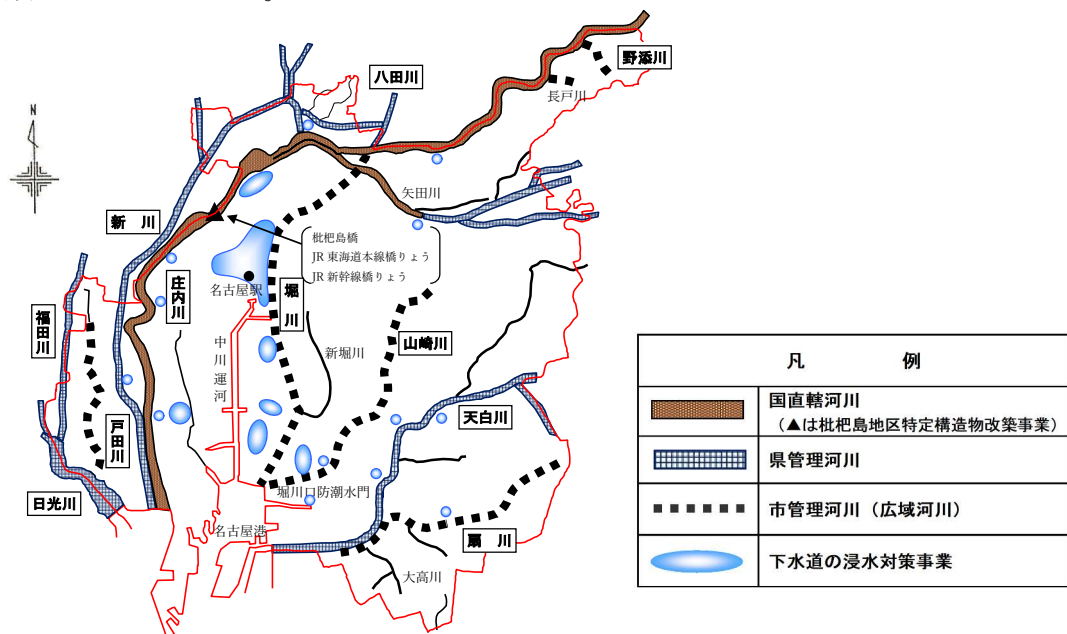
提 案

【内閣官房・内閣府・国土交通省】

- 1 国直轄河川である庄内川の枇杷島狭さく部において、JR新幹線橋りょう及びJR東海道本線橋りょうの架替えに早期着工すること。また、架替えには時間を要することから、鉄道橋近傍の堤防整備を推進し治水安全度の向上を図ること。
- 2 愛知県管理河川である天白川等について、さらなる治水安全度の向上のため、一層の整備を図ること。
- 3 本市管理河川である堀川等の河川改修や山崎川の鉄道橋りょう改築に必要な財政措置を講ずること。
- 4 浸水リスクが高い地域や浸水による都市機能への影響度が高い地域に対する下水道の浸水対策事業に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 国・県・市では、これまでも河川改修を進めることで治水安全度の向上を図ってきたが、近年、頻発化・激甚化する豪雨に対し、「流域治水」の考え方に基づく、事前防災・減災対策の加速化が求められている。
- 本市においては、令和元年度に改定した「名古屋市総合排水計画」に基づき、大雨による浸水被害を防止・軽減するため、河川・下水道が連携した施設整備を着実に進めているが、人件費や資材価格高騰などの近年の社会情勢を反映した確実な財源の確保が課題となっている。



担当：防災危機管理局 防災企画課
 緑政土木局 河川計画課/河川工務課
 上下水道局 下水道計画課

5 地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策

(3)施設の老朽化対策

提 案

【総務省・文部科学省・農林水産省・国土交通省】

<公共土木施設>

- 1 道路橋、横断歩道橋、道路舗装、道路照明などについて、「予防保全型メンテナンス」に必要な財政措置を講ずること。
- 2 河川のポンプ施設について、維持管理計画に基づいた整備・更新に必要な財政措置を講ずること。
- 3 公園施設について、公園施設長寿命化計画に基づいた施設更新に必要な財政措置を講ずること。また、建築物及び公園橋の点検・修繕等にも財政措置を講ずるなど、補助対象の拡充を行うこと。
- 4 公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を延長すること。

<市設建築物>

- 5 義務教育施設や市営住宅、中央卸売市場などの市設建築物の機能を将来にわたり計画的・効率的に維持するための老朽化対策等に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 公共土木施設については、昭和30年代から集中的に整備してきたことから、健全な状態に保ち、安心・安全で適切なサービスを継続的に提供するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえ、引き続き公共施設等適正管理推進事業債等を活用し、施設の長寿命化に取り組む必要がある。
- 義務教育施設については、築40年を経過した校舎等が7割を超えており、「名古屋市学校施設リフレッシュプラン」に基づき、経費の抑制と平準化を図り、施設の長寿命化に取り組むことにより、安心・安全・快適な教育環境の確保に努めている。
- 市営住宅については、築40年を経過した住宅の管理戸数が6割を超えており、「名古屋市営住宅等アセットマネジメント実施方針」に基づき、持続可能で安定的な管理運営を行うとともに、住宅ストックの長寿命化を進めている。
- 中央卸売市場について、本場・北部市場は、国が推奨する品質・衛生管理の高度化等の機能向上に係る整備を進めている。南部市場は、設備の老朽化が顕著であり、食肉の安定供給への影響が懸念されるため、施設の長寿命化に取り組む必要がある。

担当：経済局 市場流通課
 住宅都市局 住宅管理課
 緑政土木局 道路維持課/橋梁施設課/河川工務課/緑地維持課
 教育委員会事務局 教育環境整備課/学校施設課

5 地域強靱化に向けた防災対策及び施設の老朽化対策

(4)災害対応力の向上

提 案

【内閣官房・内閣府・国土交通省】

- 1 大規模災害を見据え、防災庁の地方機関である「防災局」を本市域に設置すること。
- 2 避難所の生活環境の改善を図るため、継続的な財政措置を講ずること。
- 3 帰宅困難者を一時的に受け入れる滞在施設の施設管理者に対する損害賠償責任を回避するための方策を講ずること。
- 4 個別避難計画作成事業の継続的な実施のため、直接補助による十分な財政措置を講ずること。
- 5 平時における徹底的な事前防災の推進のため、防災啓発及び人材育成拠点施設の整備に係る十分な財政措置を講ずること。
- 6 大規模災害発生時においても下水道機能を確保するため、下水道基幹施設の耐水化及び非常用電源確保に必要な財政措置を継続的に講ずること。

<現状・課題>

- 防災庁の地方機関である「防災局」の設置場所については、災害発生リスクや首都圏及び地方への交通アクセス性を踏まえるとともに、地域強靱化に向けた地域主体による産学官民連携を推進している地域であることが求められる。
- 名古屋を中核とした当地域では、産業集積地としてわが国の産業と経済を牽引する中で、「あいち・なごや強靱化共創センター」を設置し、産学官民により戦略的に強靱化の取組みを推進している。また、東西への人・物の往来に適した高速道路・交通機関の結節点を多く有しており、国の出先機関が集積する本市三の丸地区は、良好な地盤である熱田台地に位置するため、首都直下地震時には首都圏をバックアップし、南海トラフ地震時にも現地対策本部としての役割を果たすことができる。
- 国の定める「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難所における資機材等の整備が示されているが、大都市では人口に応じた大規模な資機材等の整備が必要であるほか、地域住民や関係者等の調整に時間を要することから、交付金の交付上限額引上げなど、十分かつ継続的な財政措置が必要である。
- 大規模地震の発生時に帰宅困難者を受け入れる民間一時滞在施設の確保を進めているところであるが、施設滞在者に何らかの損害が生じた場合、施設管理者が損害賠償責任を問われる可能性がある。
- 個別避難計画作成事業において必要となる福祉専門職等に対する報酬等の経費に関して、普通交付税の措置がなされているが、継続的な事業実施を図るため、直接補助による確実な財源確保が必要である。

○国の方針に基づいた災害時における住民の行動変容を促す防災啓発の充実等が必要であることを踏まえ、本市の防災啓発施設である「名古屋市港防災センター」では、平時における徹底的な事前防災を推進し、総合的な防災啓発及び人材育成の拠点施設として機能強化を図ることができるよう移転改築を進めており、施設整備に対する十分な財政措置が必要である。

○本市においては、下水道基幹施設の耐水化として、河川の氾濫などの浸水に備えた出入口部への止水板の設置や、長時間停電に備えた非常用電源の確保として、燃料備蓄タンクの増設等を進めており、これらの対策は大規模災害の発生に備えて着実に進める必要がある。

○避難生活における良好な生活環境のさらなる確保に向けて

トイレの確保・管理



トイレットレーラー



快適トイレ

食事の質の確保



炊き出し用資機材

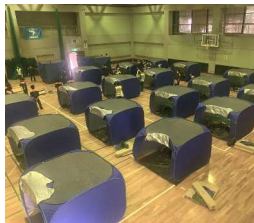
生活空間の確保



スポットクーラー



段ボールベッド



パーティション

生活用水の確保



水循環式シャワー

○個別避難計画の作成の推進・実効性の向上

＜本市の優先対象者＞

令和8年度 優先対象者：約2,900人 ※避難行動要支援者：約32万人

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）【令和3年5月改定】

個別避難計画の作成は、市町村が主体となり、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要である。

＜作成の支援方法＞

福祉サービスを利用している方 ➡ 福祉サービス事業者が支援

福祉サービスを未利用の方等 ➡ 計画作成支援員が支援

報酬等を支払い

6 上下水道施設の老朽化対策に併せた機能向上改築

提 案

【国土交通省】

- 1 上下水道施設の老朽化対策に併せて、耐震化や脱炭素化、雨水排除機能の向上などの機能向上を図る改築に対して、必要な財政措置を継続的に講ずること。
- 2 取水場の上流移転による省エネ効果の最大化を図るため、系統を跨いだ配水区域の再編に係る施設整備に対する補助制度を拡充すること。
- 3 市域中南部の下水道施設において進める再構築事業（フルモデルチェンジ）に対して、必要な財政措置を継続的に講ずること。また、下水道法の改正を踏まえ、老朽化した下水道管の改築等に対して、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 「第1次国土強靱化実施中期計画」において、上下水道施設の老朽化対策が「推進が特に必要となる施策」に位置付けられた。
- 本市の上下水道施設の多くは、昭和40～50年代に整備され、今後一斉に改築・更新を迎える中で、持続可能な上下水道事業を実現するため老朽化対策に併せ、省エネ機器の導入による脱炭素化や耐震性の向上、雨水排除機能の向上を併せ持った合流式下水道管の改築による浸水被害の防止など機能向上を図っているが、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、より一層効率的かつ効果的な事業運営が求められている。
- 水道事業では、2つの取水場のうち、標高の高い上流側に位置する取水場をさらに上流移転することで系統を跨いだ配水区域の再編を行い、上流の系統の配水量を増加させることで省エネ効果を最大化することができるが、規模の適正化を図る整備には多くの事業費が必要となる。しかし、水道施設再編推進事業に係る補助要件については、取水位置の上流移転に伴う取水施設、導水施設の整備や同一系統においての水道施設の統合に限定されている。
- 下水道事業では、市域中南部の下水道施設において、4処理区を1処理区へ集約する形の広域化に併せ、重要幹線の水位低下に資する汚水送水管整備や災害時対応として必要なレベルの処理機能の分散配置などにより「リダンダンシーの確保」を目指し、適切な規模や機能を備えた施設に再構築（フルモデルチェンジ）する事業に取り組んでいる。こうした再構築事業は、平常時における下水道サービスの維持・向上を図る「持続」に加え、広域化や施設規模の適正化、強靱化、脱炭素化などの「進化」に同時に取り組む、各施策を横断的に推進することが可能な事業であるが、長期間にわたり多くの事業費が必要となる。併せて、下水道管についても「持続」と「進化」に取り組む中であるが、診断基準の法制化等が行われる下水道法の改正を踏まえ、改築等の需要増加による事業費の増大が懸念される。

管路の機能向上改築

● 配水管の耐震化

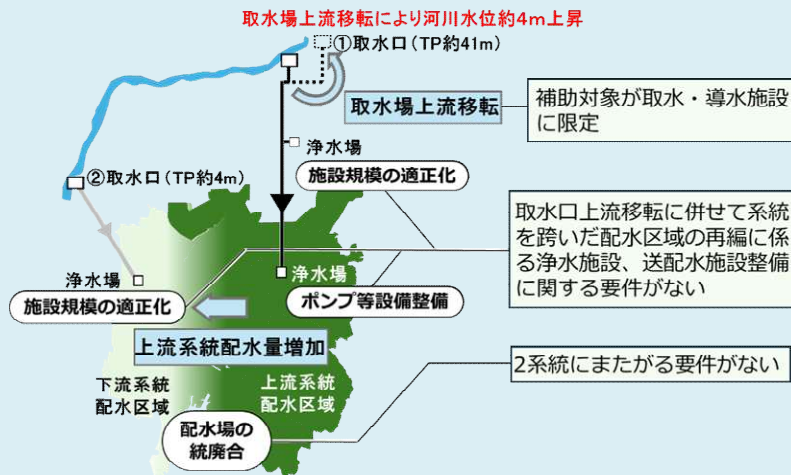


合流式下水道管の機能向上改築

● 下水道管の能力増強



水道基幹施設の機能向上改築



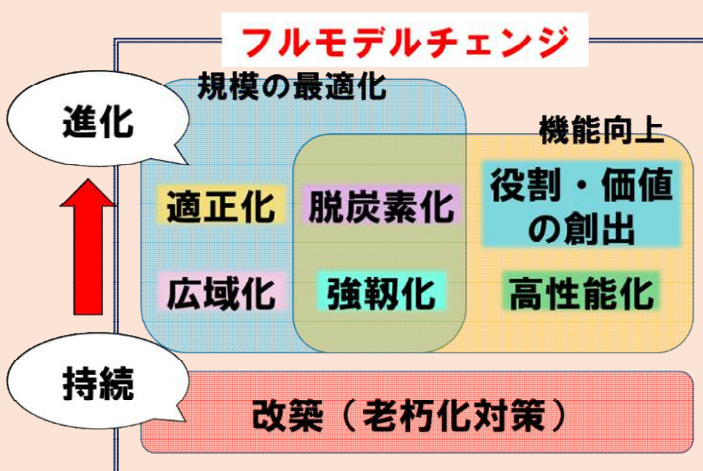
○ 施設規模の適正化



○ ポンプ設備整備



老朽化対策に併せた下水道のフルモデルチェンジ（中南部グループ）



7 子どもの健やかな育ちの支援

(1) 発達障害児に関する診療体制の整備

提 案

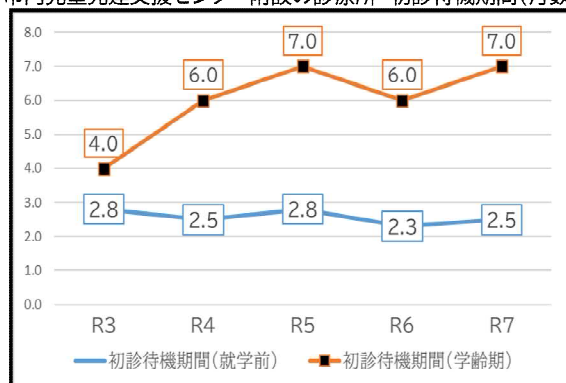
【厚生労働省】

- 1 保護者が子どもの発達について気になった時、長期間待つことなく医療機関を受診できる体制を整備するため、発達障害診療の特性を踏まえた診療評価のあり方を検証するとともに、発達障害診療を担う医師の養成に資する取組みを推進すること。
- 2 医療と福祉が一体となって発達障害児を早期から継続的に支援する体制を確保するため、児童発達支援センターに附設する診療所の運営及び整備に対する補助制度を創設すること。

<現状・課題>

- 近年の発達障害の認知の高まりなどを背景に発達障害の診療ニーズが増加している一方で、発達障害診療を行う医師が不足しており、初診待機が長期化している。
- 本市では、名古屋市立大学に「こころの発達医学寄附講座」を開設し、地域で発達障害診療を行える医師の養成を進めているが、令和7年度の最終修了者は9名に留まっている。
- 発達障害診療を担う医師の確保を図るためには、多くの医師が発達障害診療に関心を持ち、長期にわたり診療を継続できるよう、診療報酬の充実を図るとともに、国においても医師養成の推進策を講ずるなど発達障害診療の体制確保に向けた取組みが必要である。
- 医療と福祉の専門職が一体となり支援を行うことが個々の子どもの状況に応じた効果的な発達支援や保護者の心理的な負担軽減等の保護者支援につながるため、本市では、市内5か所の児童発達支援センターに診療所を附設しており、高まり続けている診療ニーズへの対応を行っている。今後も診療と支援のニーズへ対応するため、診療所を附設した児童発達支援センターの計画的な設置を進めることが必要である。

市内児童発達支援センター附設の診療所 初診待機期間(月数)



名古屋市の取組み

医師の養成

地域で発達障害が診療できる医師の養成

- ・地域の医師を対象に研修プログラムを実施
- ・令和7年度は、最終的な修了者は9名
- ・令和8年度以降も引き続き実施

施設増設

診療所を附設した児童発達支援センターの増設目標

- ・市内5か所あるセンターを最大8か所まで増設

担当：子ども青少年局 子ども福祉課

7 子どもの健やかな育ちの支援

(2) 強度行動障害児への支援

提 案

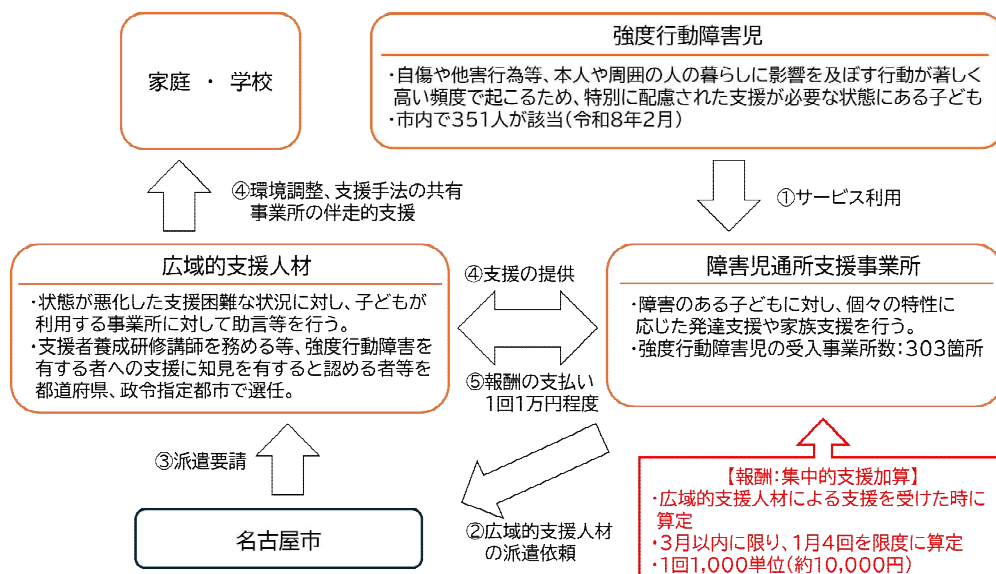
【こども家庭庁】

一人一人の特性に応じた強度行動障害児への適切な支援が障害児通所支援事業所で実践されるよう、指導的役割を担う「広域的支援人材」の活動に見合った報酬が支払われる仕組みを構築するとともに、事業所での環境整備が進むよう財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 強度行動障害は、幼児期からの適切な支援が将来の強度行動障害の状態の予防や軽減につながるとされていることから、本市では、適切な支援が地域で広がるよう、実際の強度行動障害児をモデルケースとして、高度な専門性を有する広域的支援人材による支援を実施した。
- 強度行動障害児本人が混乱しないよう、事業所に対する取組みだけでなく、学校、家庭でも統一した取組みを展開することが効果的であるため、広域的支援人材による支援として、学校、家庭へ出向き支援手法の共有を行ったが、現在の報酬ではそうした取組みが十分に評価されていない。また、広域的支援人材への報酬の支払いは、事業所との間の個別の取決めに委ねられており、現状の仕組みには課題がある。
- 令和8年度には、落ち着くスペースを確保するための間仕切りの設置やイラスト等視覚に訴えるコミュニケーションツールの購入など、事業所等における受入に必要な環境整備に係る費用の一部補助を開始するなど、強度行動障害児が地域で安心して生活できる体制づくりを進めているが、子どもの特性に合わせ、できるだけ多くの事業所に強度行動障害児を受け入れていただくため、多額の費用が必要となる。

本市の広域的支援人材の支援の流れ



担当：子ども青少年局 子ども福祉課

7 子どもの健やかな育ちの支援

(3)福祉・保健・教育の連携による子どもや家庭への支援の推進

提 案

【こども家庭庁】

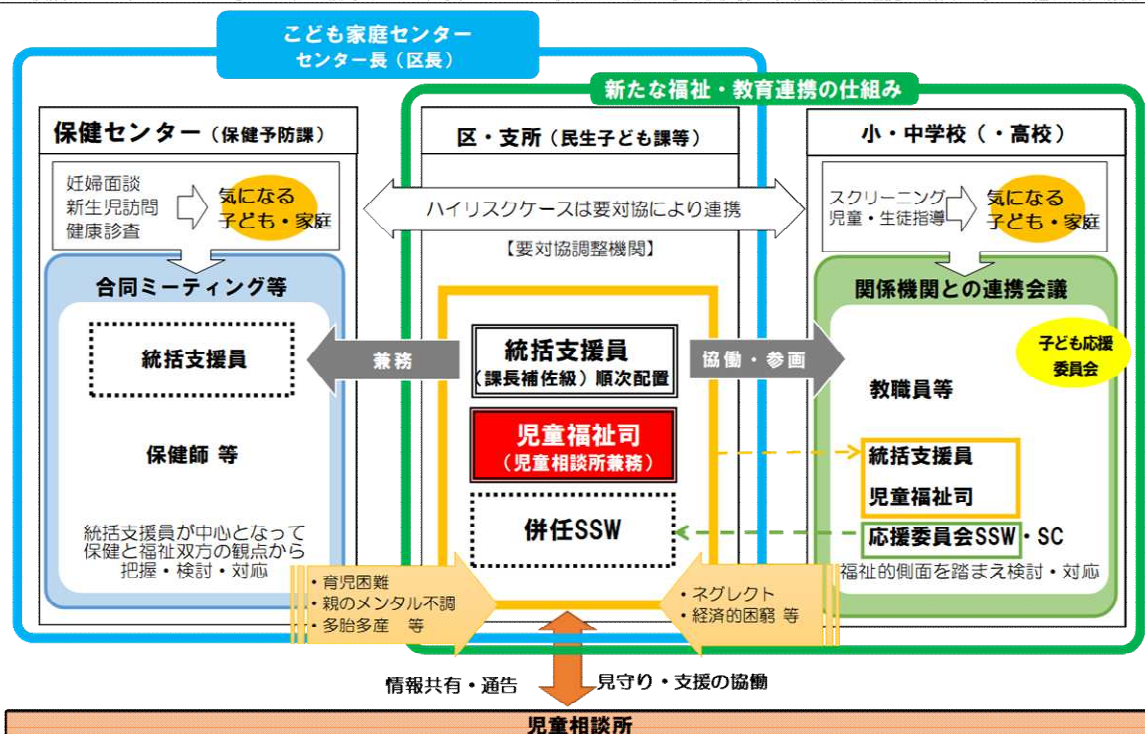
こども家庭センターが早期に子どもや家庭のリスク及び支援ニーズを把握し、支援を行うため、福祉と保健だけでなく教育との連携を重要な機能として位置付けるとともに、連携を担う専門性の高い人材を確保できるよう、さらなる財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 子どもの虐待死や自死に至るような悲しい事件が二度と起きない、一人の子どもも死なせないまちの実現のためには、子どもや家庭に身近な関係機関が連携しながら必要な支援を実施する必要がある。
- 潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に把握するためには、学齢期の子どもの日常的な変化を把握できる学校との連携強化が不可欠であり、本市では保健と福祉の連携に教育を加えた支援体制を名古屋版こども家庭センターとして位置付け、一体的に取り組むことで効果的な支援につなげている。
- 福祉と教育の連携を円滑・効果的に進めるためには、高度に専門性を有した人材の配置が重要であり、本市では児童相談所と兼務の児童福祉司の配置を進めているが、連携の担い手としての人材を確保できるよう、さらなる財政措置が必要である。

(名古屋版) こども家庭センター ～福祉・保健・教育のさらなる連携～

- 児童福祉法改正に伴い令和6年4月から区役所・支所を「こども家庭センター」と順次位置付ける。
- こども家庭センターは、妊娠期から学齢期までの子どもや家庭を対象に、福祉・保健・教育の各分野と連携した支援を行う役割を担う。
- 区役所はスクリーニングに参加し、心配な子どもや家庭について学校と一緒に対応を検討し、積極的に連携・協働しながら福祉の支援を行う。



担当：子ども青少年局 子ども福祉課

8 子ども中心の学びの推進

(1)多様な学びの場の確保

提 案

【文部科学省】

- 1 校内の教室以外の居場所(校内教育支援センター)の設置を促進するとともに安定的な運営を図るため、より一層の財政措置を講ずること。
- 2 学びの多様化学校の指定に係る審査基準の明確化とともに、児童生徒の実態に即した必要な定数措置などの支援策を講ずること。

<現状・課題>

- 本市では、全ての子どもが自分らしく幸せに生きていくために、多様な個性や特性、背景を有する児童生徒一人一人を包摂した「子ども中心の学び」を進めるなど、全ての子どもにとって行きたくなる学校づくりを推進している。
- 一方で、不登校児童生徒数が全国的に増加傾向にあり、国が策定した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（C O C O L Oプラン）」において、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることが示されている。
- これを受けて本市では、中学校に続き小学校への教室以外の居場所づくりを推進するとともに、学びの多様化学校の設置に係る検討を進めている。

<提案の詳細>

- 不登校児童生徒の増加を踏まえ、校内教育支援センターのさらなる設置促進及び既設センターの安定運営のため、支援員の人件費を始めとするセンターの設置・運営に係る補助制度のより一層の充実が必要である。
- 学びの多様化学校において不登校児童生徒等の学習状況にあわせた少人数指導や習熟度別指導、個々の児童生徒の実態に即した支援を可能とする定数措置等、人員面での支援策を講ずるべきである。
- 各自治体において不登校児童生徒の実態に配慮した教育環境を迅速に整備する観点から、学びの多様化学校の指定に係る審査基準を明確化することで、学びの多様化学校の指定に係る申請手続の縮減を図るべきである。

8 子ども中心の学びの推進

(2) 学びを支える人材への支援

提 案

【こども家庭庁・文部科学省】

< なごや子ども応援委員会 >

- 1 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを教職員定数として算定し、国庫負担金の対象とすること。また、定数化されるまでの間、支援体制の安定的な運営を図るため、必要な財政措置を講ずること。
- 2 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの人材確保のため、大学等の高等教育機関における専門家養成に係るカリキュラム編成を促進すること。

< 支援スタッフの配置充実 >

- 3 部活動指導員や外国語指導助手、教員業務支援員などの支援スタッフの配置充実について、必要な財政措置を講ずること。

< 現状・課題 >

- 本市では、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、スクールカウンセラー等の専門職員を常勤職員として採用し、子どもの将来の針路を応援する「なごや子ども応援委員会」を運営しており、学校とともに、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子ども等を支援する体制づくりを推進している。
- 本市の中学校では、夜間中学を除く全校において常勤のスクールカウンセラーを、小学校については、非常勤スクールカウンセラーを、また、教育と福祉の連携強化・推進のため、なごや子ども応援委員会とこども家庭センターの併任職員として常勤のスクールソーシャルワーカーを配置して対応しているところであるが、国庫補助額が実態に見合ったものとはなっていない。
- 「チーム学校」の考えの下、教師が教師でなければならない業務に集中できるよう、また、多様な専門性を有するスタッフがチームで子どもに関わることにより教育の質を向上させるため、部活動指導員、教員業務支援員等の配置充実がなされてきた。
- 今後も、学校における働き方改革と教育の質の向上に向けて、支援スタッフのさらなる配置充実が必要であるが、外部委託事業は補助対象外であるなど、補助制度が実態に即したものとなっていない。

9 中部国際空港第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現

提 案

【国土交通省】

- 1 地域において取りまとめた「中部国際空港の将来構想」の早期実現、とりわけ、第1段階である令和9年度末の代替滑走路の供用開始に向けた十分な財政支援を行うこと。
- 2 空港の受入体制強化を含めた航空需要拡大の取組みを一層推進すること。

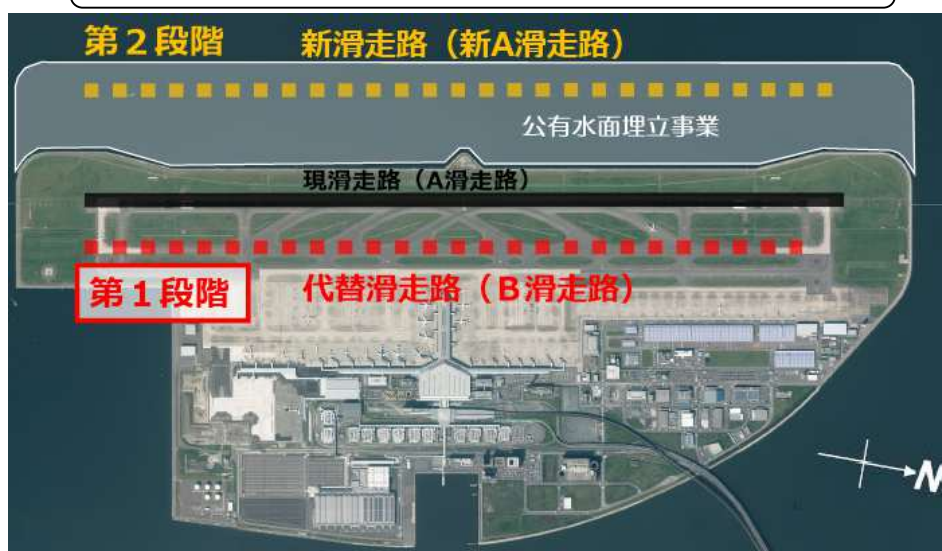
<現状・課題>

- 中部国際空港は、国内外の人の交流、産業のサプライチェーンを支える重要な社会インフラとしての機能を発揮している。リニア中央新幹線開業により形成される日本中央回廊の効果の最大限発揮、滑走路の大規模補修への対応、首都圏や関西圏の空港が被災した際の代替機能の確保など、空港の機能強化は必要不可欠である。

<提案の詳細>

- 令和9年度末の供用開始に向けて完全24時間運用を目的とした代替滑走路整備事業を実施しており、資材価格及び人件費が高騰する中、事業を着実に進展させるために十分な財政支援が必要である。
- 日本中央回廊のセンターを担う中部圏の航空ネットワークを一層充実させるため、空港の受入体制強化に必要な人材確保・育成、省人化への支援など、アウトバウンド及びインバウンド双方向の利用促進に向けた航空需要拡大の取組みを一層推進する必要がある。

中部国際空港の将来構想(令和3年12月取りまとめ)



担当：総務局 空港対策課

10 名古屋城・名城公園の整備

提 案

【文化庁・国土交通省】

- 1 石垣の修復や名勝二之丸庭園の整備を始めとした文化財の保存活用に対し、必要な財政措置を講ずること。
- 2 復元模写された本丸御殿障壁画の表具工事、名城公園の再整備に対し、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 本市では、アジア・アジアパラ競技大会の開催やリニア中央新幹線の開業等を見据えて、名古屋城を核とした名城エリアが国内外の来訪者の期待に応えられる第一級の観光等の拠点となるよう取り組んでおり、尾張名古屋のシンボルである名古屋城の歴史的・文化的な価値を伝えるとともに、その魅力を一層高め、後世に継承すべく、文化財の保存活用を順次進めている。
- 戦災により焼失した天守閣は昭和34年に再建しているが、現在、豊富な史資料に基づく天守閣の木造復元について取り組んでいるほか、同じく戦災により焼失した本丸御殿は復元工事が完了し平成30年から完成公開をしている。
- 名城公園では、令和13年の名城公園開園100周年に向け、市内外の方に親しまれ、より一層満足していただける公園となるよう、再整備を進めている。

<提案の詳細>

- 本市では、約4千石に及ぶ本丸搦手馬出周辺石垣の修復が令和8年度に完了することから、引き続き、文化財の保存活用のため「特別史跡名古屋城跡保存活用計画」に基づき、その他の石垣修復、藩主が居住した御殿の庭園としては日本有数の規模を誇る名勝二之丸庭園の保存整備、重要文化財表二の門等の大規模修理や重要文化財旧本丸御殿障壁画の保存修理、重要文化財東南隅櫓及び西北隅櫓の修復を着実に進める必要がある。
- 復元模写された障壁画の表具工事や、愛知国際アリーナ（I Gアリーナ）が開業した名城エリアのさらなる魅力向上とにぎわい創出のための金シャチ横丁第二期整備を着実に進めていく必要がある。
- 名城公園では、名古屋城との一体感を意識した園路や利便性向上のための再整備を着実に進めていく必要がある。

石垣の修復

提 案 先：文化庁

事業内容：防災施設整備（記念物）

工 期：昭和 45 年度～

現 状：令和 8 年度に本丸搦手馬出石垣の修復が完了予定。令和 9 年度より名古屋城内石垣の修復に向けた調査検討を実施。



表二の門等の大規模修理

提 案 先：文化庁

事業内容：歴史活き活き！史跡等総合活用整備

現 状：大規模修理に先立ち、雁木復元検討等を実施中

名勝二之丸庭園の保存整備

提 案 先：文化庁

事業内容：高付加価値化された文化財への改修・整備促進事業

工 期：平成 25 年度～

現 状：文化財庭園としてふさわしい庭園となるよう、新たな整備計画を策定し、保存整備を実施中



名城公園の整備

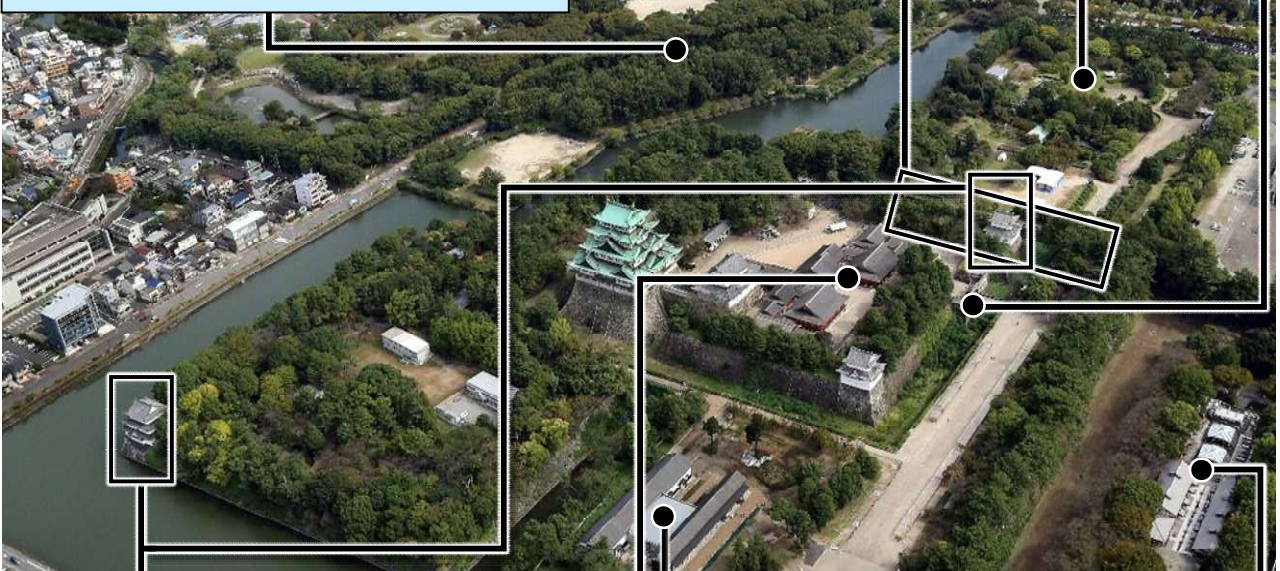
提 案 先：国土交通省

事業内容：都市公園事業

（社会資本整備総合交付金事業）

工 期：平成 29 年度～

現 状：再整備を継続実施中



重要文化財東南隅櫓及び西北隅櫓の修復

提 案 先：文化庁

事業内容：建造物保存修理（公開活用）

工 期：令和 7 年度～

現 状：令和 7 年度に実施した耐震診断の結果に基づき、補強手法・補強部位等の検討など、将来的な耐震補強工事の実施に向けた耐震補強案の作成を実施中

日本丸御殿障壁画保存修理

提 案 先：文化庁

事業内容：美術工芸品保存修理

事業期間：昭和 61 年度～

現 状：天井板絵等の保存修理を実施中

本丸御殿復元模写障壁画の表具工事

提 案 先：国土交通省

事業内容：観光・歴史まちづくり推進事業

工 期：平成 24 年度～

現 状：復元模写制作事業の継続に伴い、完成した復元模写を本丸御殿に貼り込む表具工事を実施中

金シャチ横丁第二期整備

提 案 先：国土交通省

概 要：多目的休憩所の整備

事業内容：都市公園事業

（社会資本整備総合交付金事業）

現 状：整備に向けた調査検討を実施中

11 堀川の総合的な整備

提 案

【国土交通省】

- 1 にぎわいの基軸となる堀川の良い水辺環境の創出に向け、中長期的な維持用水の確保を図ること。
- 2 名古屋城周辺エリアにおける護岸整備など、治水安全度向上に向けた河川改修事業に必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 本市中心部を南北に流れる堀川は、堀川まちづくり構想に基づき、「うるおいと活気の都市軸・堀川」の再生に向けた取組みを進めており、都心における水辺空間として、さまざまな市民活動に利用されている。
- 近年では、気候変動により全国的に水害が頻発化・激甚化する中、都心部を流れる堀川においても事前防災・減災対策の加速化が求められている。
- 本市では、今秋のアジア・アジアパラ競技大会に加え、令和9年度にアジア開発銀行年次総会が予定されている。堀川はこれらの国際的イベントの会場付近や本市を代表する観光施設である名古屋城付近を流れる都心の貴重な水辺であり、さらなる魅力向上が期待されていることから、今夏より国の協力のもと、木曽川から堀川への暫定的な導水を実施している。
- 今後、本市への国内外からの来訪者増加が見込まれる中、国際都市名古屋にある河川として、都心部のにぎわいづくりや浸水対策の両面から、堀川の果たす役割は重要性を増している。

堀川総合整備の基本方針

【にぎわいづくり】



水辺空間の活用

【水 質 浄 化】



維持用水の確保
(庄内川・木曽川からの導水)
下水道分流化の推進等

【治 水 対 策】



河川改修
(景観に配慮した護岸整備)

12 木曽川水系連絡導水路の早期完成及び新用途の早期実現

提 案

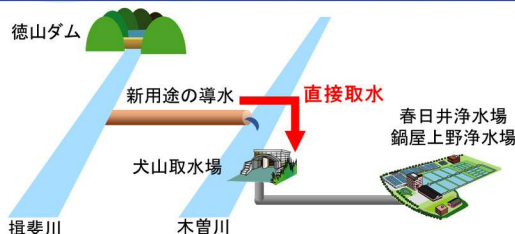
【国土交通省】

- 1 徳山ダムに確保した水を有効に活用するため、木曽川水系連絡導水路の早期完成を図ること。
- 2 木曽川水系連絡導水路の新用途について早期実現を図ること。

<現状・課題>

- 本市では、渇水時も安定した給水サービスが継続できるよう、長期的な視点から水源の多系統化を進め、徳山ダムに水源を確保している。
- 昨今においては、令和4年5月の明治用水頭首工の漏水や同年9月の静岡市の取水口閉塞に伴う大規模断水など、水供給に影響を及ぼす事象が発生しており、本市においても水道水の安定供給が求められている。
- 濃尾平野は日本最大の海拔ゼロメートル地帯であり、木曽川流域の想定最大規模の降雨時には、本市の中川区及び港区を含む広範囲に浸水被害が生じ、多くの被害をもたらすことが懸念されている。
- 堀川の水質浄化は、市民の悲願であり、「堀川1000人調査隊」を始めとする市民の協力、庄内川からの導水、ヘドロの浚渫などにより改善を図っているが、国際都市名古屋にある川として、より一層の水質改善が求められている。

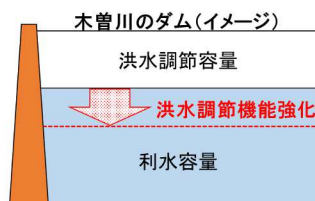
新用途① 安心・安全でおいしい水道水の安定供給



- 水道水の質的確保
⇒良質な揖斐川の水を水源に追加
 - リスクへの対応力向上
⇒事故などで木曽川から取水できない場合の対応
- カーボンニュートラルの実現等をめざして
上流からの取水に向けた取水場の整備や
水利権の配分変更を検討

新用途② 流域治水の推進

- 木曽川のダムにて積極的な事前放流
⇒雨が降らずダムの水位が回復しない場合に
新用途の導水により河川の流況を確保



新用途③ 堀川の再生

- 新用途の導水を活用した堀川への恒久的な導水



令和7年6月に流域総合水管理のあり方について有識者によって答申がとりまとめられた
あらゆる関係者による「水の恵みの最大化」「水災害による被害の最小化」「水でつながる豊かな環境の最大化」

担当：緑政土木局 河川計画課
上下水道局 水道計画課

13 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(1) 幹線道路等の整備

提 案

【国土交通省】

- 1 選択と集中で進めている春日井長久手線、東志賀町線(水分橋)、伏見町線(枇杷島橋)などの道路・橋りょうの整備やボトルネック踏切の除却を行う名古屋鉄道名古屋本線(桜駅～本星崎駅間)連続立体交差事業の推進に必要な財政措置を講ずること。
- 2 名古屋環状2号線一般部の暫定2車線区間について、4車線化を行うこと。

<現状・課題>

- 本市を中心とする圏域は、ものづくりの世界的な集積地であり、わが国経済の全体をけん引する役割を果たしている。こうした役割を今後も確実に果たすため、利便性が高く、災害に強い道路ネットワークの早期整備が重要である。
- 安全で円滑な移動を支える道路ネットワークの形成のため、幹線道路や橋りょうの整備、鉄道の立体交差化などによる、道路交通の円滑化や耐災害性強化を図ることが極めて重要であり、十分な財源の確保が必要不可欠である。
- 名古屋環状2号線及び周辺道路での交通渋滞の緩和等を図るため、ボトルネック部分である一般部の暫定2車線区間の4車線化が求められている。



担当：住宅都市局 街路計画課
 緑政土木局 道路建設課

13 名古屋圏道路ネットワークの整備等

(2) 国道23号及び国道1号の渋滞対策

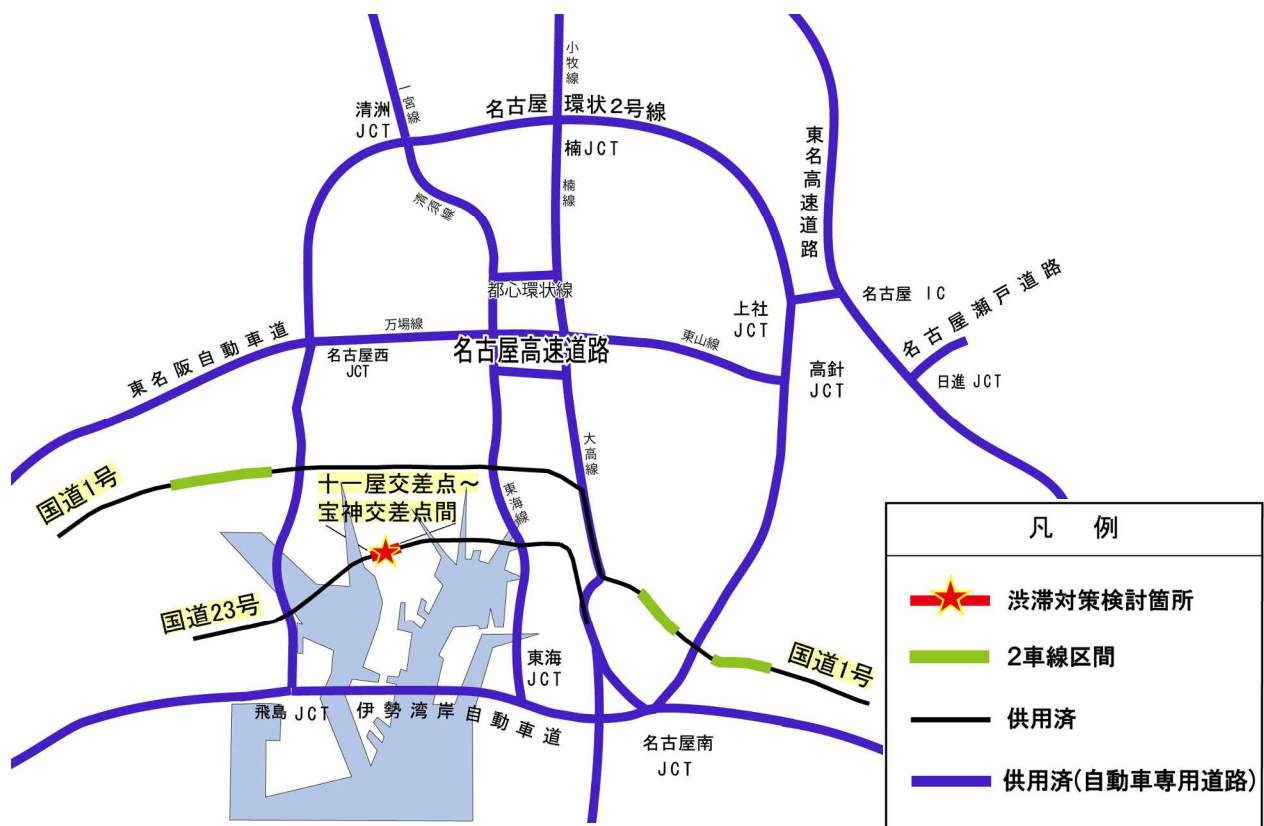
提 案

【国土交通省】

- 1 渋滞解消に向けた抜本的な対策の検討を進めている国道23号(十一屋・宝神交差点間)について、引き続き検討を進めるとともに、必要な整備に早期着手すること。
- 2 国道1号(2車線区間)について、渋滞対策に向けた検討を進めること。

<現状・課題>

- 国道23号は、名古屋港などの物流拠点と県内のものづくり産業の拠点をつなぐ極めて重要な幹線道路であるが、十一屋・宝神交差点間（港区）においては交通量が多いことに加え大型車の割合も高く、慢性的な渋滞が発生しており、早期の解消が求められている。
- 国道1号についても都市間交通の要としての役割を担う重要な幹線道路であるが、2車線区間（緑区・中川区）において渋滞が発生しており、早期の解消が求められている。



担当：住宅都市局 街路計画課

14 名古屋港の整備

(1) 国際競争力のある港湾の形成

提 案

【国土交通省】

- 1 飛島ふ頭地区におけるコンテナターミナルの岸壁改良について、着実に事業の推進を図ること。
- 2 浚渫土砂の処分場整備として実施されている中部国際空港沖公有水面埋立事業について、着実に事業の推進を図ること。
- 3 名古屋港港湾脱炭素化推進計画の推進に向け、荷役機械の脱炭素化等に関する支援制度の拡充等による必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 名古屋港は、コンテナ貨物、完成自動車及びバルク貨物を取り扱う国際総合港湾であり、自動車関連産業等の中部のものづくり産業を物流面で支える港として物流機能の国際競争力を強化し、この地域の産業競争力を高めることが求められている。
- 国際競争力のある港湾の形成に向け、貨物取扱機能を強化するため、飛島ふ頭地区のコンテナターミナルの岸壁改良による増深や耐震化が求められている。
- 港湾機能の維持・向上のため、庄内川からの流入や港湾整備に伴う浚渫土砂の処分場として、中部国際空港沖公有水面埋立事業の継続的な実施が求められている。
- 港湾物流の脱炭素化や次世代エネルギーのサプライチェーン構築などの支援を通じて、カーボンニュートラルポートの形成を推進することが求められている。



14 名古屋港の整備

(2)中川運河の整備

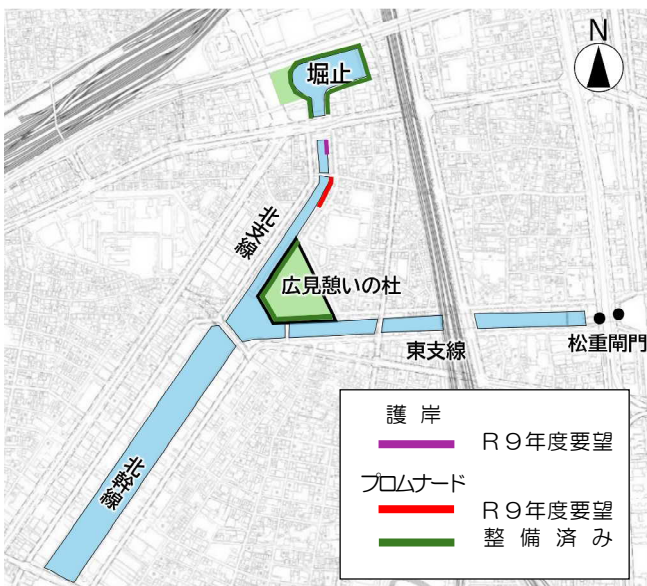
提 案

【国土交通省】

中川運河においてウォーカブルで魅力ある水辺空間を形成するため、護岸改良やプロムナード整備について、必要な財政措置を講ずること。

<現状・課題>

- 名古屋港と都心を結ぶ中川運河では、「中川運河再生計画」に基づき、広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へ再生することを目指した取組みを進めている。
- 中川運河は、整備から90年以上経過していることから、老朽化対策として護岸改良を実施するとともに、水辺のプロムナードを整備し、沿岸用地へ民間のにぎわい施設等を誘導することによって、官民連携によるウォーカブルで魅力ある水辺空間の形成を図っている。
- 今後も、中川運河の護岸改良やプロムナード整備を計画的に進めていくためには、安定的な財源確保が必要不可欠である。



事業箇所図



護岸整備状況

15 脱炭素社会の実現

(1) 水素の社会実装に向けた支援

提 案

【経済産業省】

- 1 低炭素水素等のサプライチェーンの形成に向け、当地域に対し、中長期的な観点から、資金的な支援を始め必要な支援策を確実・継続的に講ずること。
- 2 「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」としてふさわしい需要創出に向けた取組みを加速させるため、必要な支援策を確実・継続的かつ十分に講ずること。

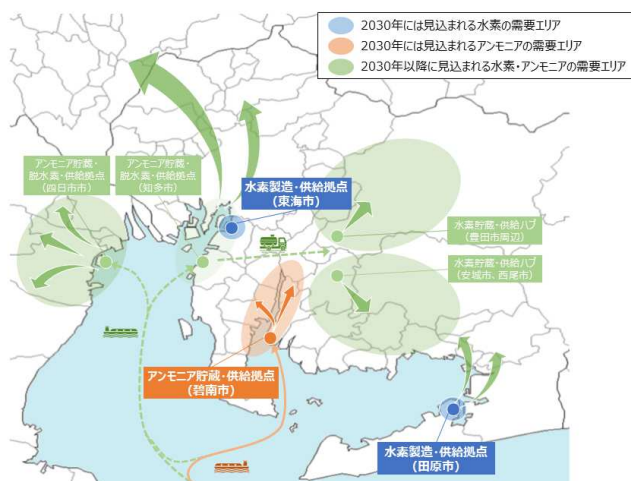
<現状・課題>

- 水素は、環境課題を解決するキーテクノロジーとして、幅広い産業分野において利活用が期待されており、国は水素社会推進法に基づき、2030年までの低炭素水素等のサプライチェーンの形成や燃料電池商用車の導入促進に対する支援を講ずることとしている。
- 当地域は「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」に選定されており、今年度、公有地において大規模水素ステーションの整備・運営を行う事業者の選定に向けた準備を予定している。また、中部地域における戦略産業クラスター計画の素案にて、さらなる成長分野として水素・アンモニア等が位置付けられたところである。

<提案の詳細>

- 本格的な需要が見込まれる2030年以降の大規模な供給体制の構築に向けて調査・検討を予定している当地域の事業者に対しても、国による新たな支援制度の創設等の確実・継続的な支援が必要である。
- 積極的な需要創出を行う当地域に対し、「水素ステーション整備費補助」や「既存燃料価格を踏まえた追加的支援」等、さらなる事業者への支援策を確実・継続的かつ十分に講ずる必要がある。

中部圏における水素・アンモニアサプライチェーンイメージ



なごや観光ルートバス「メーグル」に導入した燃料電池バス



公用車に導入した燃料電池自動車

担当：経済局 次世代産業振興課
環境局 脱炭素社会推進課

15 脱炭素社会の実現

(2)事業者の脱炭素化に向けた取組みの推進

提 案

【経済産業省・環境省】

- 1 地方自治体が実施する中小企業における脱炭素化の取組みに対し、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。
- 2 国が実施する事業者向けの省エネ・非化石転換補助金について、幅広い業態や規模の事業者が利用しやすいものにすること。

<現状・課題>

- 本市では「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で52%削減するという目標を掲げている。
- 本市は、小売業や宿泊業、飲食サービス業といった第3次産業の割合が約83.5%と高く、大都市特有の商業・サービス部門中心の産業構造となっている。
- 部門別温室効果ガス排出量においても、本市の第3次産業事業者（統計上「業務その他部門」）から排出される割合は全体の25%と、国の割合（17%）と比較して高く、温室効果ガス排出量削減のためには、これらの事業者における省エネルギー機器の導入など脱炭素化の取組みが不可欠である。
- 本市の中小企業から排出される温室効果ガスは、業務その他部門全体の7割程度と試算しており、これら中小企業においては脱炭素化に向けた設備導入等のコストが課題となっている。

<提案の詳細>

- 本市では、これまで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中小企業者に対して、高効率空調設備や太陽光発電設備といった省エネルギー・再エネルギー設備等の導入補助事業による脱炭素化の取組みの促進を図ってきたが、脱炭素社会の実現のためには、中小企業における脱炭素化の取組みが進むよう、十分かつ継続的な財政措置が必要である。
- 国が実施する事業者向けの省エネ・非化石転換補助事業は、第2次産業や大規模事業者が採択されやすい傾向にあるため、業態や規模に関わらず幅広い事業者が利用しやすいものとし、事業者全体の脱炭素化を進めていくことが必要である。

16 スタートアップの成長・定着につながる税制・基盤の整備

提 案

【内閣府・経済産業省】

- 1 地方拠点強化税制において、名古屋市全域を地方活力向上地域とし、拡充型事業の対象とすること。
- 2 首都圏外の地方に立地するJ-Startup及びJ-Startup地域版に選定されたスタートアップ企業に対する法人税率を軽減すること。
- 3 オープンイノベーション促進税制について、事業会社による利用促進に向けた周知等を図ること。
- 4 当地域のディープテック・スタートアップの活動を促進するため、研究開発基盤の整備に対する支援の充実を図ること。

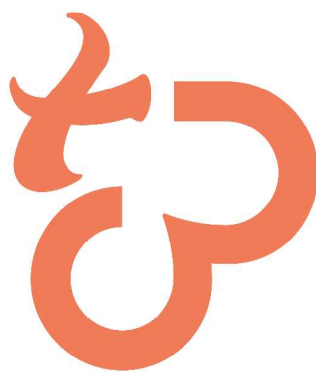
<現状・課題>

- 令和7年6月に内閣府から「第2期スタートアップ・エコシステム拠点都市 グローバル拠点都市（広域都市圏型）」として選定された当地域では、広域産学官金が連携し、スタートアップ・エコシステムの形成に向けた活動を展開している。
- 従来から地方の企業が取引先の多さ等を理由に本社を東京へ移転する傾向があり、スタートアップ企業も同様に一定以上に成長した後、移転する状況が発生している。
- グローバルに成長し稼げるスタートアップを創出するためには、当地域に立地し続け継続的に事業展開できる魅力ある環境整備が不可欠であり、税制・研究開発基盤の整備に対する支援強化が必要である。

<提案の詳細>

- 地方拠点強化税制については、本市の一部が準地方活力向上地域とされ、拡充型事業の対象外となっているため、本市全域を地方活力向上地域とする必要がある。
- 首都圏以外の地方においてスタートアップが継続して成長していくため、地方に立地するJ-Startup及びJ-Startup地域版に選定されたスタートアップに対して税制上の優遇措置が必要である。
- オープンイノベーション促進税制において、令和8年度税制改正にて制度の拡充・延長等が行われたところであるが、当地域に立地するグローバル企業を中心に本制度の利用が促進されるよう、制度の周知等を図る必要がある。
- ディープテック・スタートアップの創出・成長において、ウェットラボなどの研究開発基盤が必須であるが、本市には限られた施設しかないため、独立行政法人中小企業基盤整備機構にて、新たな施設整備などハード面での支援が必要である。

担当：経済局 スタートアップ支援課



NAGOYA

やさし、あたらし、名古屋

Open hearts,
endless possibilities